

## 多文化社会のスクールソーシャルワーク

外国人児童生徒教育フォーラム  
2015年10月3日  
東京学芸大学 馬場幸子  
sbamba@u-gakugei.ac.jp

1

## 学校内で起きていること



2013年度 不登校中学生 9万5442人  
2008年度 不登校中学生 10万3985人 文科省調査

- いじめ
- 不登校
- 校内暴力
- 学級崩壊
- 授業参加困難



2

## 家庭内では

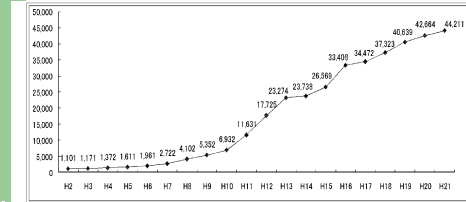
- 児童虐待
- ドメスティック・バイオレンス(家庭内暴力)
- 両親の不和
- 親の精神疾患
- 介護問題
- 経済的困難  
(リストラ・借金)



3

## 児童虐待相談件数の推移

児童虐待防止協会(大阪)設立 1990年(H2)  
児童虐待防止法施行 2000年(H12)



73,765件

平成25年

4

## 社会では

- 都市化に伴う地域コミュニティのせい弱体化
- 少子高齢化・核家族化  
— 地域で親が孤立
- 経済低成長  
— 生活保護受給家庭過去最高・継続的増加



5

## 経済困難家庭の増大

生活保護、121万世帯超す 5月時点で過去最多を更新

厚生労働省は2009年8月27日、全国で生活保護を受けている世帯数は09年5月時点で121万5379世帯(速報値)だったと発表した。09年4月からは1万1505世帯増加しており、13か月で過去最多を更新。また、生活保護を受けている人数は167万9099人だった。

生活保護	世帯数	保護実人数	保護率
2004年度	99万8887世帯	142万3388人	1.11%
2005年度	104万1508世帯	147万5838人	1.16%
2006年度	107万5820世帯	151万3892人	1.18%
2007年度	110万5275世帯	154万3321人	1.21%
2008年度	114万8766世帯	159万2620人	1.25%

2015年3月 162万2458世帯 217万4331人

6

エコロジカル視点

### 学校で起きている問題のとらえ方

- 児童生徒個人の問題 (例:発達障害)
- 家庭内で生じている事柄からの影響 (例:児童虐待)
- 親と社会との関係 (例:父親が失業)
- 地域社会の特質 (例:地域経済の衰退)
- 社会の状況 (例:不況)
- 制度・政策の不備 (例:失業者への補償の不備)

7

### 文部科学省 スクールソーシャルワーカー活用事業開始の背景と事業の趣旨

- いじめや不登校をはじめ生徒指導上の問題や児童生徒が抱える心の問題は複雑化、多様化している。
- 学校だけでなく、家庭や学校外の専門機関との連携が重要。
- 学校、家庭、関係機関等との連携を機動的に図り、課題を共有化、各関係者が協働しながら、子どもを取り巻く環境等を改善する、本人の課題に対処する力を高めていくシステムづくりを行う専門家(スクールソーシャルワーカー)が必要。
- スクールソーシャルワーカーの配置によって、学校の開かれた生徒指導体制も推進され、子どもの学び、成長発達の間としての学校の機能が高まる。

8

### 文部科学省が示しているSSWの役割

- ①問題を抱える児童生徒がおかれた環境への働きかけ
- ②関係機関等とのネットワークの構築、連携、調整
- ③学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④保護者、教職員等に対する支援、相談、情報提供
- ⑤教職員等への研修活動

9

### ソーシャルワーカーの視点

問題は、人と環境との交互作用で生じます。

個人の持っている要素 ⇄ 環境の要素

エコロジカル視点

個人: 発達段階、体質、身体的健康、精神状態、障害特性、行動特性、価値観、好み、これまでの経験、など

環境: その人を取り巻く人、集団、組織、制度、社会情勢など外的条件

10

### 問題を解決するためには、人と環境との関係性を改善することが必要。

**支援者**

- その人と、その人を取り巻く人、組織の特徴を理解する。
- 必要な支援を行う。

**当事者(親子)**

- 自分の性格、自分のおかれている状況、子どもの性格、子どものおかれている状況を冷静に振り返ってみる。
- 助けてくれる人や、相談できる相手、組織(機関)を周りにたくさん作る。

⇒

- 自分の問題解決力を高める。

11

### ソーシャルワーカーの役割

- 「人と環境の関係性」を改善し生活上の困難を抱えている本人やその家族が自ら対処する能力を高めるように支援していくこと
- 「社会資源」(人・制度など)とつなぐ
- 「社会資源」を調整する・構築する
- 本人やその家族の代弁する。

(スクールカウンセラー:心理療法などを用い、本人の抱える心の問題を改善・解決していく。)

12

## スクールソーシャルワーク支援の展開

1. 学校から相談を受ける
2. 情報収集
3. ケース会議
  - 情報共有
  - アセスメント
  - 目標設定
  - 支援方針決定、役割分担
4. 支援の実施
5. モニタリング(経過観察)

教員、本人、保護者、SC、関係機関の職員など、様々な人から話を聞く

状況を多角的に見る

聞き取り、行動観察、記録の閲覧など

13

## 状況を多角的にアセスメントするとは？

— 不登校を例に —

不登校の背景に何があるのか？

- 子ども本人
- 家庭(保護者、きょうだい)
  - 保護者の健康、就労、夫婦関係、実家との関係、地域とのつながり、養育能力など。きょうだいとの関係、きょうだいの登校状態
- 友人関係
- 教員との関係
- カリキュラム・学校制度
- 学校の支援体制
- 地域の支援体制

本人や家族の『強み』の確認も忘れずに。

14

## 不登校ケース

### 例1 小4男児

- いじめられたから学校に行くのは嫌だと言う
- 本人は発達障害で、他者との疎通性に困難あり
- 学校と保護者が対立関係にある
- 保護者は子どもの発達障害を受け入れられない…と学校は主張している
- 学校での支援体制が整っていない(補助教員をつける、教員の理解が不足)…と保護者は主張している
- いじめたとされる児童は、とても複雑な家庭環境で育っている。

15

### 例2 小2女児

- 1年のころから欠席がちだった。
- 母子家庭で生活保護世帯
- 母は養育能力に欠ける。ネグレクト傾向
- コンビニ弁当の食べあとが散乱。ゴミ屋敷状態。
- 小5の姉は完全に不登校状態。コンピューターゲームをして過ごしている。

16

### 例3 小3男児 小6女児 のきょうだい

- 在日外国人家庭。両親とも言語が不自由。
- 外国人学校に入れる経済的余裕なし。
- 両親とも夜遅くまで就労。
- きょうだいとも学校で勉強についていけない。
- 友達が出来ない、いじめられた、阻害されたと感じている。
- 日本語指導・通訳などが学校で提供されていない。
- 保護者は、子どもがいやなら無理して学校に行く必要はないと考えている。

17

### 例4 中2女児

- 家出、夜間はいかい等の非行傾向あり
- 化粧、ピアス等、校則違反が常習化
- 教員と対立、クラスでは孤立。
- 両親共働き、教育熱心
- 親への反発あり
- 繁華街での性被害・売春の懸念あり
- 自己肯定感の低さ、不安、自暴自棄

18

## 一口に不登校といっても、中身はいろいろ。

- なぜ不登校に陥っているのか
  - 何を目標すべきなのか
  - 誰・どこに対して働きかける必要があるのか
- ↑
- 個別に、ニーズに合った目標設定と支援方法を検討する必要がある。
- 十把ひとからげに、「不登校の場合には」「まず適応指導教室への登校を目指す」とか、「SSWに家庭訪問をしてもらう」「SCに本人あるいは母親の話を聞いてもらう」などの支援方針を立てても、解決できるものではない。

19

- 家族全体を視野に入れ、環境としての家族がどのように子どもに影響を与えるのか、家族が持つ力と課題等をアセスメントする。
- 学校がどのような状況にあるのか、支援体制や教員間関係などの学校アセスメントを行う。
- 家族支援の視点を共有できるよう、学校に働きかける。
- 関係調整やコンサルテーションを行う。

20

## 某市SSWrがケースの相談・情報共有等の目的で訪問した関係機関（24年4～10月）

- |               |                |
|---------------|----------------|
| ● 子ども家庭支援センター | ● 通級（特別支援学級）   |
| ● 適応指導教室      | ● シルバー人材センター   |
| ● 教育相談所       | ● 外科医院         |
| ● 市役所子育て支援課   | ● 小児医療センター     |
| ● 市役所地域福祉課    | ● 国際交流協会       |
| ● 市役所障害福祉課    | ● 文化学習ネットワーク   |
| ● 教育委員会学務課    | ● 法テラス         |
| ● 社会福祉協議会     | ● 法務局          |
| ● 警察署生活安全課    | ● 他市ボランティアセンター |
| ● 学童保育        | ● 大学ボランティア団体   |
|               | その他多数          |

21

## 在日外国人家庭の子どもへの教育ネグレクト

- 教育ネグレクト：  
保護者が子どもに教育を受けさせる義務を果たさず、学校に行くことを禁じ、年少きようだいの子守りをさせている、学校に行く手続きをとらないなどの状態。

例)親が子どもの教育に無関心で、子どもが学校に行っていないでも問題と感ずておらず、子どもを家に残して仕事に出かけ、学齢期の子どもが朝から晩まで家にいて、幼い弟妹の面倒を見ている。

22

## 在日外国人の子どもの就学をめぐる制度上の問題

- 日本の憲法で定める義務教育－外国人には適応されない。
  - － 外国人は日本の学校法に定める学校(公立学校)に通う義務はない。
  - － 公立学校で、十分なサポートがない
  - － 外国人学校は、財政的支援が限定されているため、保護者の負担が過多となる。

23

- 日本語が理解できず、授業についていけない、いじめられる等が原因で、学校に行けなくなる。
- 外国人学校に行かせるには、経済的負担が大きすぎる。

→結果としての不登校、不就学。

24

- 外国人の労働条件改善への課題意識欠如
- 在日外国人の就労:非正規雇用が多く、生活が安定しない。
  - 居住地を転々とし、住所変更届けをしていない。
  - 行政が把握していないので、修学案内がなされない。
  - 子どもの教育を受ける権利が守られない。

25

- 親が朝から晩まで長時間労働を余儀なくされる
  - 乳児期から、託児所へ。通常の保育所では時間が短すぎるので、(ブラジル人同士が)無認可の託児所を開き、朝7時から夜9時まで預ける。
  - 日本語の習得ができず、日本の学校に来れない。
- あるいは
  - 日本の学校に入れると、学童保育は時間が短すぎるので、通わせられない。

26

#### ● 親の要因

例)定住するのか、帰国するのか「未定」のまま5～7年滞在。子どもに日本で生きていく決心をつけさせられない。

- 子どもは、「いずれXXに帰るから、日本語を覚えてしまったくない。」と登校へのモチベーションがなくなり、家に閉じこもってしまう。

27

#### ● 不就学の問題点

- 知る権利、学ぶ権利、人格形成の機会の喪失
- 固有文化、文化的ポテンシャルが生かされない
- 社会的孤立
- シティズンシップの行使主体となりえない
- 低い社会・職業的地位の拡大再生産

(宮島喬 2005)

28

### 米国のLatino (ラティノ) 移民

- 米国は、俗に「移民の国」と言われるように、移民が多い。世界で、移民受け入れ数が最大。
- 多民族国家、多言語国家といわれているが、米国内では、英語を主言語とし、ヨーロッパ系白人が優遇されているのとらえ方も強い。
- Latino 移民が急激に増加している中で、対応に課題を抱えている。
- 発表者は米国に9年滞在し、Latino 2世のもとで仕事をしたことがある。

29

### 米国におけるLatino 移民の現状

(Piedra & Buki, 2010)

- 米国の人口の12.5%(3500万人)が外国で出生(つまり移民)。
- そのうち54%(1930万人)がラテンアメリカからの移民。
  - (2007年現在)
- これまで移民の少なかった小さな町や田舎に労働の機会を求めて移住してくる:“新興”地域に。
- 新興地域では、Latino 移民のメンタルヘルスサービスへのニーズに応えられる基盤が整っていない。

30

- バイリンガルのメンタルヘルス提供者及び通訳の数が限られている。
  - 新興地域の3分の1以上のLatinoは、低所得、無保険で医療へのアクセスが困難。
- 
- 英語を話さないLatinoは、英語を話すLatinoよりもメンタルヘルスサービス利用が極端に低い。
  - Latino 移民 (移民1世)は、アメリカ生まれのLatino (移民2・3世以降)よりメンタルヘルスサービス利用が極端に低い。

31

### Latino 移民のメンタルヘルスサービスへのニーズと利用に関わる要因

- 地域のメンタルヘルスサービス提供機関の存在
- 保険の有無
- 言語(メンタルヘルス用語の理解)
- 文化(スティグマ)
- 文化を考慮したケアの有無
- 教育レベル
- 過去のトラウマ(出身国での政治的暴力)
- その他

32

### Latino の子どもの現状 (Garcia, 2009)

- 2006年現在、18歳未満の子どもの5人に1人がLatino。(全人口の14.8%がLatino。)
  - 2006年現在、Latino の子どもの61%が貧困家庭にいる。(白人:26%が貧困家庭)
- 
- 無保険で、健康状態が“まずまず”か“良くない”定期健診、予防的治療を受けていない傾向。
  - 無保険で、健康状態の“まずまず”か“良くない”子どもの68%はLatino。(2002年現在)

33

### 社会的養護下にいるLatinoの子ども (Garcia, 2009)

- 2006年現在、里親家庭にいる子どもの19%(96,967人)がLatinoの子ども。
- Latinoの子どもは、白人より低い年齢で保護され、より長く里親家庭にいる傾向がある。

34

つづき

- 里親家庭にいるLatinoの子どもは、白人の子どもに比べ、メンタルヘルスサービスを受ける割合が低い。
  - Latinoの子どもに比べ、白人の子どもは、軽い症状(外在化・内在化とも)で、メンタルヘルスサービスを受けている。
- 
- 子どもの未治療のメンタルヘルスの問題と、それに続く児童保護行政の関与に関する研究多数。  
(親: 育児と、子どもの行動を制御することに関する長期にわたるストレス)

35

### Latino の子どもが児童保護行政下に多くいる原因 Dettlarr et al. (2009) によると...

- 親の不安、ストレス、喪失、孤立、将来についての見通しのなさ
- 過去に形成したサポートシステムの喪失
- 育児方法、育児に要求されることがらにおける文化的違い
- 移住の過程での離別など家族危機
- その他

36

## Latino の子どもが児童保護行政下に 多くいる原因

Thomas, et al. (2010) によると...

- 社会正義の視点から一制度上の不平等
  - サービス提供における不平等
  - 児童福祉システムの運用と地域資源の分配に問題がある。
  - ケースワーカーおよび児童福祉システムが、Latinoの文化を理解せず、文化にあったサービス提供をしていない。
- 
- ケースワーカーとの良くない関係、不適切なアセスメント、治療における選択肢のなさといった好ましくない結果を生み出している。

37

つづき

- 機関内部の問題
  - コミュニケーション
  - 文化についての理解と気付き
  - Latino の職員を機関の資源として認識すること
- 外部システムの障壁
  - 文化的に適切なサービスとサービス提供者の欠落  
(例: 地域にスペイン語でのペアレンティング教室がない)
  - 重要な地域のサービスへのアクセス不能

38

## Latino の子どもが児童保護行政下に 多くいる原因

Church et al. (2005) によると...

- マイノリティーへの抑圧・差別の歴史
- 文化に考慮したサービス提供システムの欠落
- 
- 一般的な社会サービスへのアクセス困難
- ワーカーが、Latino の乳幼児を、白人 (非Latino) の場合よりも虐待・ネグレクトのリスクが高いと見る傾向がある。
- 白人の場合ほど時間をかけてアセスメントをせずに、家庭から引き離している。

39

## ふたたび、 言語の問題

(Piedra et al. 2010)

- 2008年現在、成人移民の72%が英語に不自由がある。
  - 言語に関する行政執行命令では、必要な言語サービスにアクセスする権利を保障する義務を述べているが、政府はそれを実行するための財源を提供していない。
  - 保険の中には、通訳料に対応しないものが多い。
  - 
  - 政府による説明責任の問題
- そもそも、
- 英語以外の母語にとどまっていると、「完全なアメリカ人」とはみなされない。一英語偏重社会である。

40

## バイリンガルソーシャルワーカーに求められるもの

(Piedra et al., under review)

- 主言語を英語とする人がスペイン語を話せるだけでは、“本当の”バイリンガルとはいえない。
- 日常会話はできて、読み書きが十分でない、専門用語が分からないという場合も多い。
- スタッフ兼通訳: 十分なスキルを持っていないことが多い。
- バイリンガル看護師: クライアントが実際に言った言葉ではなく、看護師がこうだろうと思ったことを話してしまう。
- サービス提供者側が、言語の壁を超えることのむずかしさを軽視している傾向がある。

41

つづき

- 言語は、人が世界をどのように理解するかをの枠組みを与えるもの。
- 第2言語では、表現が感情面で表面的なものになる。
- 言語で表現されない苦悩の、抑圧された反応は、身体症状としてだけ表れるかもしれない。
- 
- 信頼関係を築くには、クライアントの視点でものを考える必要がある。
- クライアントの視点を理解しようとするのが大切。
- 言語に習熟していることよりも、クライアントが「理解されている」と感じられるような関係性のコンテクストが大切。

42

## つづき

- シンプルな言葉を使い、隠喩などの使用を避ける。
- 通訳の正確さをその都度確かめる。

正確な通訳に必要なのは、

- 言語力だけでなく、コミュニケーション力。
- 互いに言わんとする意味が伝えられるように、積極的に協力することが必要。

(Piedra: バイリンガルソーシャルワーカーの養成を大学院で行っている。)

43

## 日本における今後の取り組みへの示唆

- 教育ネグレクトをはじめとする外国人親による児童虐待ケースの背景にある日本の制度・政策における問題に目を向ける必要性
- 児童虐待ケースとして挙がってくる外国人の子どもとその家族が必要としている支援は適切に提供されているかを検証する必要性
- 児童相談所におけるバイリンガルソーシャルワーカー配置の検討の可能性を探る必要性

44

## 児童相談所における多言語対応の現状

平成23年度 全国216の児童相談所の内18か所で聞き取り調査を行った。

### 調査内容

- 児童虐待ケースに関わらず、日本語が使えない来所者に対する通訳利用状況や通訳利用時の困難など
- 親のどちらかあるいは両方が
  - a. 外国人の家庭における児童虐待の特徴、ニーズ、対応の際の難しさ
  - b. 外国人の家庭における児童虐待を予防するための取り組みの有無
  - c. 外国人の家庭の児童虐待ケースで、印象に残っているケース
  - d. 外国人の家庭への児童相談所での対応に関する理想・体制の改善希望

45

## 結果 (虐待の種類・背景要因)

- |                             |   |
|-----------------------------|---|
| 1) 身体的虐待<br>ベルトでたたく         | 1) 「日本人と同じ」様々な要因:<br>貧困、精神疾患、知的能力、対人関係、夫婦不和 |
| 2) ネグレクト<br>子どもを置いて夜間仕事に出る。 | 2) 家庭内暴力(DV)                                |
| 3) 心理的虐待                    | 3) 社会的孤立: 言葉の壁、制度の違い、偏見                     |
| 4) 性的虐待                     | 4) 親子の愛着問題: 国をまたいでの度重なる移動                   |
|                             | 5) 背景の把握困難                                  |

46

## 結果 (児童相談所における多言語対応の現状)

- 1) 進んだ取り組みをしているA児童相談所
  - 児童相談所に、最も使用頻度の高い言語(ポルトガル語)の通訳者が常駐している。
  - 通訳者は児童相談所の非常勤職員として身分保障されている。
  - 他部署への通訳者依頼の際は、電話での依頼で可能。
  - 児童相談所の通訳者がケースワーカーとともに同行訪問。
  - 児童相談所の通訳者が教育委員会に出張、情報交換。
  - 一時保護に関連する様式が6ヶ国語で準備されている。

47

- 2) 多言語対応に制約の多いH、J、L、P児童相談所
  - 決まった委託先はなく、必要になれば、その都度ボランティアを探さなければならない。
  - 依頼手続きが困難・面倒であることが、通訳利用の制約となっている。
  - 予算がないためボランティア通訳者を利用するが、ボランティアであるがゆえに無理を頼めない。
  - 外国語対応の手段として「パソコンの翻訳機能を利用した」

48



## 結果 (通訳者を利用する際のむずかしさ)

- 面接に時間がかかる
- 来談者との意思疎通が困難
- アセスメントが困難
- 通訳者の言語力が不十分
- 通訳者の児童福祉制度についての理解が不十分
- 通訳者の中立性が保たれない
- 手続き・日程調整が困難
- 通訳者使用頻度に制限がある
- 継続性に問題がある

49

## 結果 (外国人対応における 体制・制度上の改善希望・理想)

- バイリンガルの児童福祉司・多言語人材育成
- 児童相談所内に多言語可能な非常勤
- 外国人の子ども家庭相談を受けるセンターを設置
- 県庁、市役所、区役所等からの通訳者派遣
- 外部機関から児童相談所への通訳者派遣
- 外国人自身に身近な通訳者・外国語での相談窓口
- 外国語での様式・文書
- 外国人対応マニュアル
- 入国管理局・領事館や大使館・米軍基地とのやりとりでの改善
- 子ども保護の際の子どもの言語への配慮
- 他の児童相談所での取り組み情報共有

50

## 日本のSSWにこれから求められること

- 日本の「当たり前」を押し付けない
- 「日常会話ができる≠読み書きができる」ではない
- 文化、制度等の違いに対する配慮
- 外国人であるが故のストレスや苦悩への理解
- 児童福祉など専門領域についての基礎知識がある通訳とむすびつける
- 同行し、一緒に手続きを行うなど丁寧に対応する
- できる限り母国語での感情表出を支援する

51

- 学習権の保障
- 社会資源へのアクセスを保障
  - 学校、家庭、地域の機関との懸け橋
  - アドボカシー(権利擁護)としての資源開発
  - 制度・社会資源の改善へ向けたソーシャルアクション(行政への働きかけ)

52